

士幌町地域創造発信拠点施設「道の駅 ピア 21 しほろ」 農産物出荷者募集要項

士幌町内出荷者様対象

1. 募集目的

士幌町地域創造発信拠点施設「道の駅 ピア 21 しほろ」は、「休憩」「情報発信」「地域連携」という「道の駅」の基本機能を備えるとともに、レストラン、地場産品や農産物の直売所などのコーナーを通じて、地域サービスの拠点としての役割を担う施設として、本年4月に移転オープンしました。

地場産品等販売コーナー「ピア 21 ショップ」においては、士幌町の基幹産業である農業のさらなる振興と6次産業化の一層の推進を図り、地域の活性化につなげたく、「新・道の駅」利用客に、新鮮で安全安心な地場農産物を提供いただける出荷者を募集します。

2. 士幌町地域創造発信拠点施設「新・道の駅 ピア 21 しほろ」概要

- (1) 所在地 河東郡士幌町字士幌西2線134番地1
- (2) 施設内容 地場産品等販売コーナー「ピア 21 ショップ」(約 38 m²)、ソフトクリーム提供コーナー、カフェ軽食提供コーナー、飲食提供コーナー、情報提供コーナー他
- (3) 開館時間 午前9時～午後6時(12月から3月までは、午前9時～午後5時)
- (4) 休館日 12月30日～1月5日、施設点検日
- (5) 設置者 士幌町 (6) 管理運営 士幌町商工会(指定管理者制度による)

3. 本募集における農産物出荷者の要件

農産物出荷者として登録するにあたっては、下記すべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 士幌町内で農産物等を生産する個人または法人であること
- (2) 「ピア 21 ショップ」への農産物の搬入、搬出が自らできること
- (3) 出荷者登録と併せて、農産物出荷者協議会(以下、「協議会」といいます)の会員に登録すること

農産物出荷者協議会

出荷者は、安心安全な農産物の生産や、出荷者の連携による安定供給など、「ピア 21 ショップ」の円滑な運営を図るため、出荷者による団体を組織するものとします。

- (4) 協議会で定める「運営規程」、「出荷規程」等を遵守できること
- (5) 出荷する農産物の品目別「生産履歴」を提出できること

4. 出荷者登録および登録にかかる費用

- (1) 出荷を希望される方は、出荷者の要件を確認のうえお申込みいただき、指定管理者が、要件を満たしているかを審査して登録を決定します。
- (2) 出荷者として登録した方は、併せて、協議会の会員にも登録いただきます。
- (3) 出荷者登録にかかる費用は下記のとおりです。
 - ① 出荷者番号取得のための登録料：2,000円
※ 出荷者登録決定後に、POSシステム利用のため上記の料金をいただきます
 - ② 協議会年会費：協議会にて設定

5. 出荷要領

- (1) 出荷できる品目は、原則として、出荷者自らで栽培した野菜類、果実類、穀類等の農産物（以下、「出荷物」といいます）とします。
- (2) 出荷物の陳列場所は、指定管理者に一任していただきます。
- (3) 出荷物の陳列方法、陳列ルールは、販売環境のほか、出荷状況や販売動向により、指定管理者と協議会とで随時相談のうえ決定します。
- (4) 指定管理者が出荷者から販売の委託を受ける委託販売方式とし、販売代金から販売手数料等を差し引いた金額を出荷者にお支払いします。指定管理者は、出荷物の仕入れ、買取りはいたしません。

6. 販売価格の設定

- (1) 販売価格は、出荷者が自由に設定できるものとします。
- (2) 消費税の取扱いは、外税方式とします。
- (3) 販売価格が、「ピア 21 ショップ」の他の出荷者の価格と比較して著しく均衡を欠く場合には、指定管理者が協議会と相談のうえ、出荷者に対して価格の是正を求めることがあります。

7. 販売手数料等及びその決済

- (1) 販売手数料等は、下表のとおりといたします。

販売手数料	販売手数料率 : 13% 販売手数料 = 販売代金 × 13% (税別)
バーコードラベル発行代	2円/枚 (税別) 土幌町商工会・土幌町観光協会いずれかの会員の場合 1円/枚 (税別)

※販売手数料、バーコードラベル発行代の算出にあたり、1円未満の端数は切捨てとします。

- (2) 販売代金から、販売手数料及びバーコードラベル発行代を差し引いた金額を、月末締めにて、翌月末に出荷者の指定する口座に振込みの方法でお支払いします。なお、振込日が金融機関の休日にあたる場合は、前営業日とします。振込手数料は出荷者の負担とします。

$$\text{支払金額} = \text{販売代金}[+税] - (\text{販売手数料}[+税] + \text{バーコードラベル発行代}[+税])$$

8. 出荷物の搬出入、売れ残り品の取扱い

- (1) 基本搬出入時間：営業時間中随時可能
※来館客の買物等の行動を妨げないよう十分注意をお願いします
※時期によっては、指定管理者が搬出入時間を別途指定することがあります
- (2) 出荷物の搬入の際は、施設内設置のラベル発行機にてバーコードラベルを発行し全品に貼付してください。尚、陳列方法、陳列ルールについては、協議会と相談のうえ別途ご提示したものを、それぞれ遵守していただきます。
- (3) 指定管理者が品質不良(傷み、腐敗、異臭等)により販売に適さないと判断した場合には、当該出荷物をバックヤードに引下げを認めるものとします。
- (4) 出荷物の売れ残りについて、出荷者が鮮度低下等により販売に適さないと判断したものを随時引取るのが原則ですが、指定管理者がそのように判断した場合には、当該出荷物をバックヤードに引下げを認めるものとします。
- (5) (3) 及び (4) の場合に、翌営業日の午後 12 時まで引取られないものは、指定管理者が任意に処分することを認めるものとします。

9. 販売状況の通知

追加出荷や以降の出荷数量の判断に役立つため、販売状況をEメールでお知らせするメール配信システムを導入いたします。希望される出荷者は出荷者登録申込書にメールアドレスをご記入ください。

10. 出荷の際の注意事項

- (1) 出荷にあたっては、安全性、品質、鮮度に重点を置き、農薬の適正利用を遵守するとともに、品目別の「生産履歴」を出荷前に提示していただきます。
※「生産履歴」に農薬の誤使用が発見されたとき、その品目は出荷できません
- (2) 鮮度の低下しやすい農産物は、袋に入れるなどの対応をお願いします。
- (3) 法令で定める産地等を表示のうえ出荷していただきます(バーコードラベルへの表示も可能)。
- (4) その他、協議会で自主的に定める「運営規程」、「出荷規程」等を遵守していただきます。

11. その他

- (1) 出荷物の管理については、指定管理者が注意を払いますが、万一、出荷物の盗難等が生じた場合、指定管理者は一切の責任を負いません。
- (2) 出荷物について、購入客からクレームを受けた場合は、指定管理者は当該出荷者と協議し速やかに対応するものとします。その際に発生した費用は、当該出荷者が直接負担するか、または指定管理者が当該出荷者にその負担を求めることができるものとします。また、当該出荷者及び協議会に対し、再発防止を求めます。
- (3) 出荷者が本要項に違反していると認められるとき、また、出荷物の販売状況によっては、指定管理者が協議会と相談のうえ、改善勧告をし、または出荷を取下げることがあります。
- (4) 施設において開催されるイベント等及びその他運営等においては、積極的にご協力をお願いします。

12. 申込み方法

(1) 申込受付期間

受付期間は当面設定せず、随時受付といたします。

出荷を希望する方は、以下の書類を下記宛に郵送、ファクシミリまたは持参により提出してください。

● 農産物出荷者登録（兼 農産物出荷者協議会加入）申込書

※提出いただいた書類は返却いたしません

(2) お申込み及びお問合せ先

士幌町商工会（指定管理者）

〒080-1227 士幌町字士幌西2線162番地 タウンプラザ1階

担当：高杉 E-mail：n-takasugi@shokokai.hokkaido.jp

電話 5-2614 / FAX 5-2652

13. 出荷者登録可否の通知

- (1) 募集期間内に申込書類を受領し、かつ書類に不備がない場合には、2週間以内に、書面またはお電話にて通知いたします。
- (2) 可否決定の内容に関するお問合せには応じられませんのでご了承ください。